



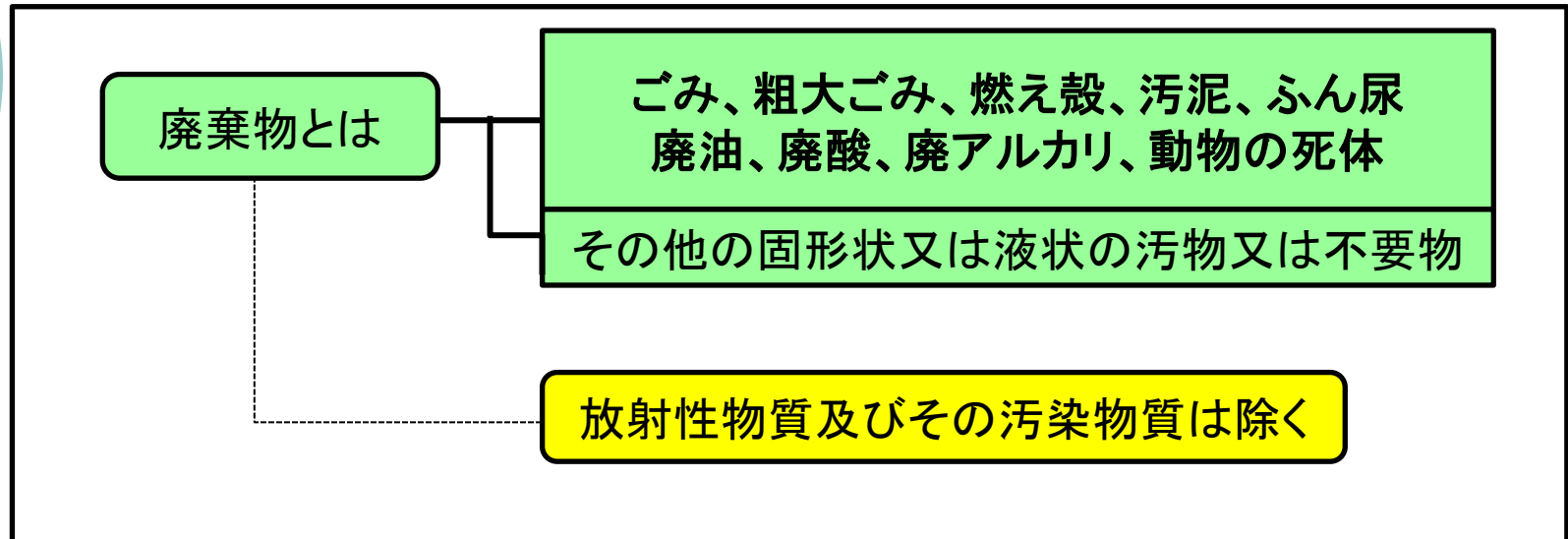
『産業廃棄物処理業から みた廃棄物処理法』

HSK令和4年度研修会

講習の内容

1. 廃棄物とは
2. 産業廃棄物と一般廃棄物
3. 廃棄物処理体系
4. 産業廃棄物の委託

1 廃棄物とは (法第2条)



○ (廃棄物処理法対象外)

しゅんせつ土、漁業活動で漁網にかかった水産動植物等、土砂・専ら土地造成の目的で土砂に準ずるもの

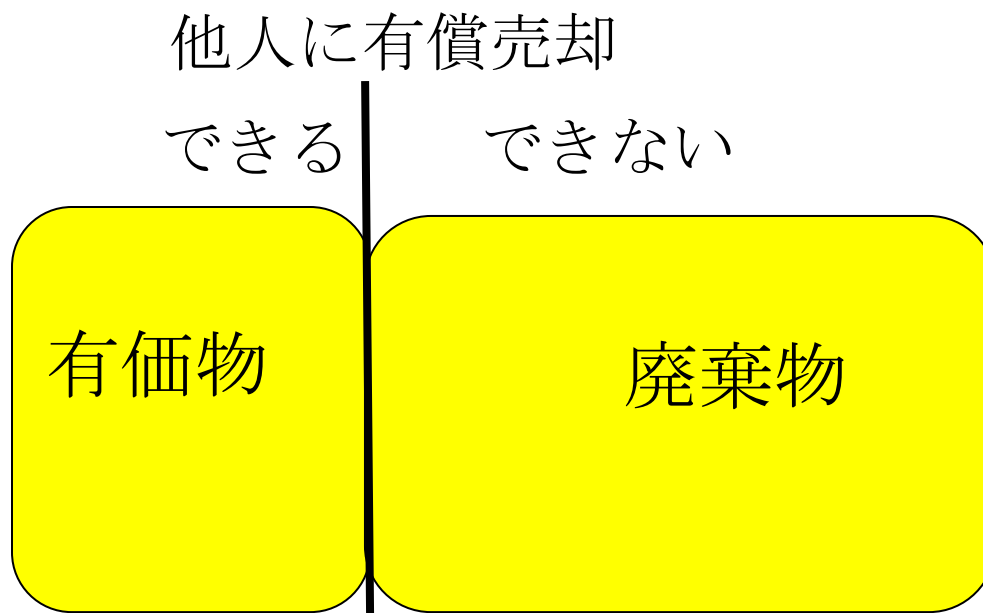
廃棄物と有価物

- 占有者の意志、性状を総合的に判断

廃棄物とは占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができなくなったために不要になった固形状又は液状のもの（放射性物質等は除く。また、廃ガス等気体状のものは該当しない。）をいい、

- 廃棄物に該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案して判断すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できる物ではない。（総合判断説）

他人に有償売却



総合判断説

廃棄物とは

5つの要素で総合的に判断

1. 物の性状	●利用用途に要求される品質を満足しているか ●飛散、流出、悪臭等の発生するおそれがないか
2. 排出の状況	●排出が必要に沿って計画的に行われているか ●適切な保管や品質管理がなされているか
3. 通常の実扱い形態	●製品として市場流通し、通常、廃棄物として処理されることはないか
4. 取引価値の有無	●取引の相手方に有償譲渡されているか
5. 所有者の意思	●所有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められるか、その意思は所有者の個人的意思ではなく、「社会的に常識として認められる意思」をいう

おから事件

おから
豆腐製造業者 ➡ 飼料・肥料製造業者
処理料金支払い

最高裁判決H11

- 事業活動によって排出、事業者が不要物。
- その物の性状、排出状況、取扱形態、取引価値の有無から排出事業者が社会的有用物として、取り扱わず、有償で売却できる有用物ではないとして、対価を受けないで処分
(→総合判断説へ)

総合判断事例 おから判決

- 物の性状

腐敗しやすいので早急に処理必要

- 排出の状況 毎日大量に排出

- 通常の見扱い形態

一部食用、家畜飼料、肥料(堆肥)、焼却処理。大部分は有効利用されていない。

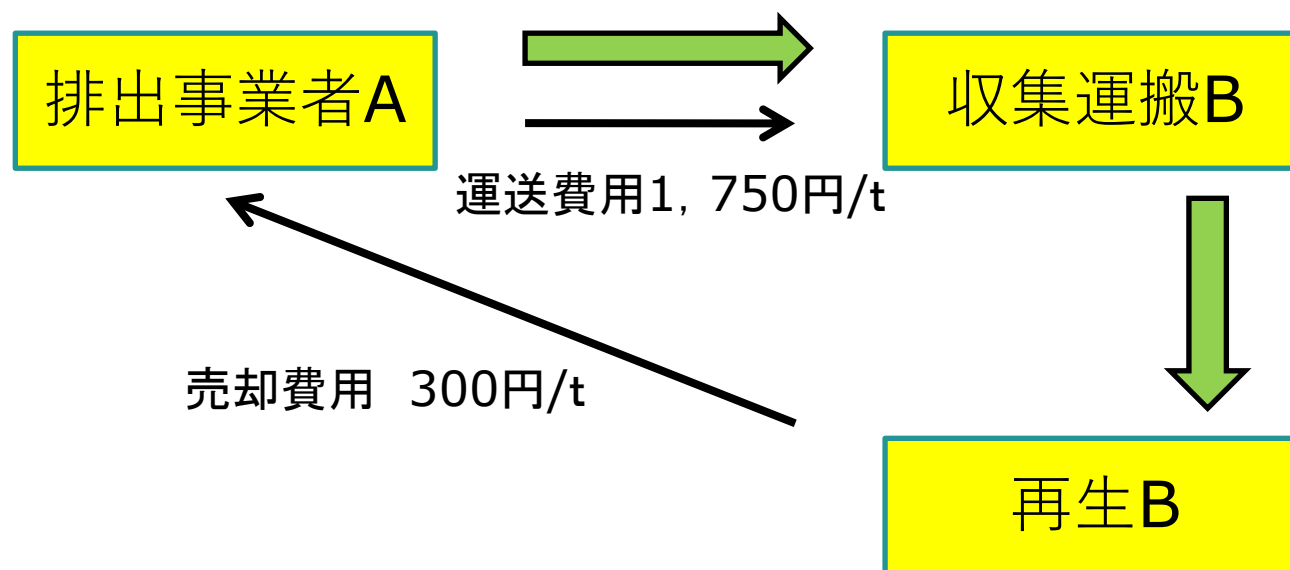
- 取引価値の有無 処理料金を支払っていた

- 所有者の意思

もっぱら再生利用物だと主張

・・・高裁で否定

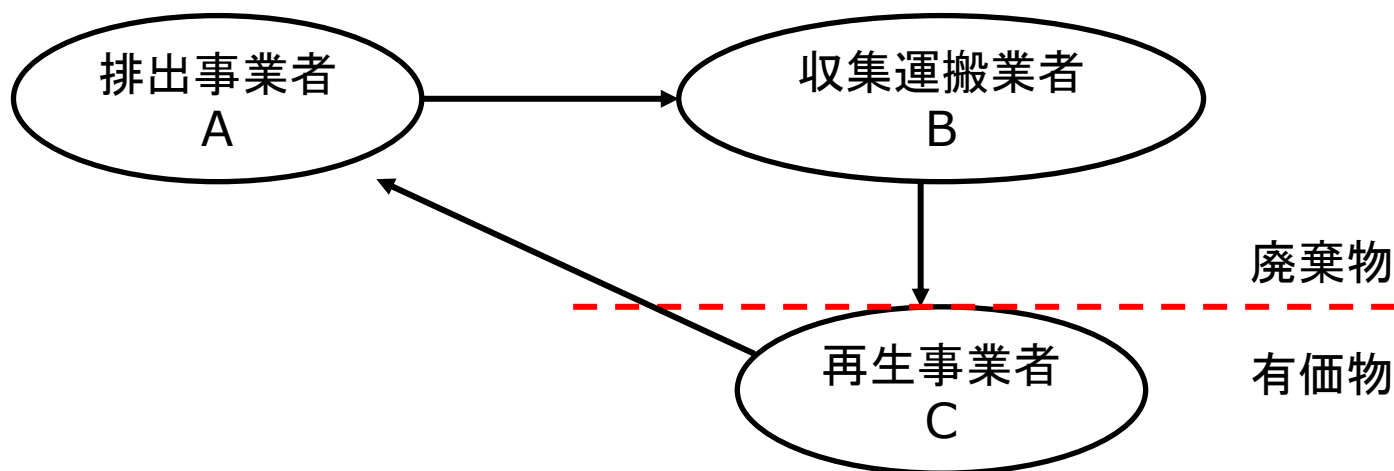
手元さんかく▲ 廃棄物



有価物として売却した場合の取扱い

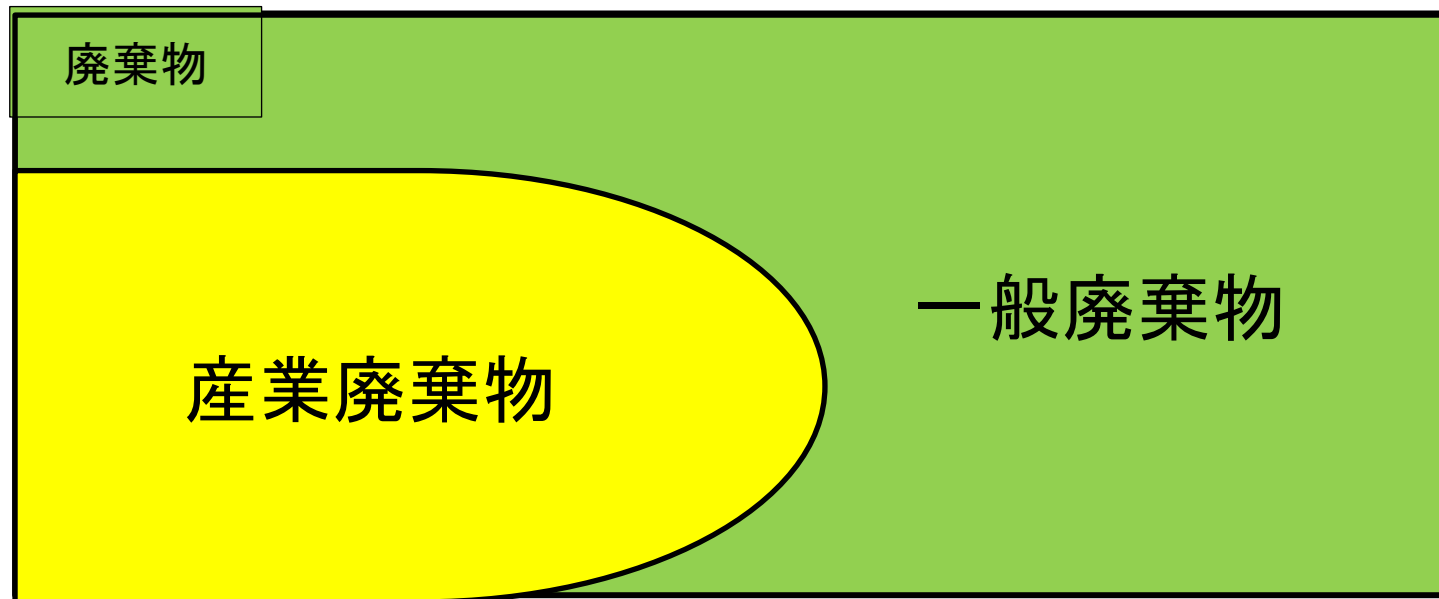
- 売却費 < 運賃
- 収集運搬のみ廃棄物

収集運搬はマイナス価値（ぞんざいに扱われるおそれがあるから）・・・環境省通知



2 産業廃棄物と一般廃棄物 (法第2条第2項)

- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、20種類に分類される。
まず産業廃棄物が分類され、産業廃棄物以外はすべて一般廃棄物となる。



産業廃棄物の分類

(法第2条第4項)

産業廃棄物とは 20種類に分類

事業活動で生じた物

全ての事業活動

(1) 燃え殻、(2) 汚泥、
(3) 廃油、(4) 廃酸、(5) 廃アルカリ、
(6) 廃プラスチック類、
(7) ゴムくず、(8) 金属くず、
(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
(10) 鋳さい、(11) がれき類、(12) ばいじん

特定の事業活動

(13) 紙くず、(14) 木くず、(15) 繊維くず、
(16) 動植物性残さ、(17) 動物系固形不要物、
(18) 動物のふん尿、(19) 動物の死体

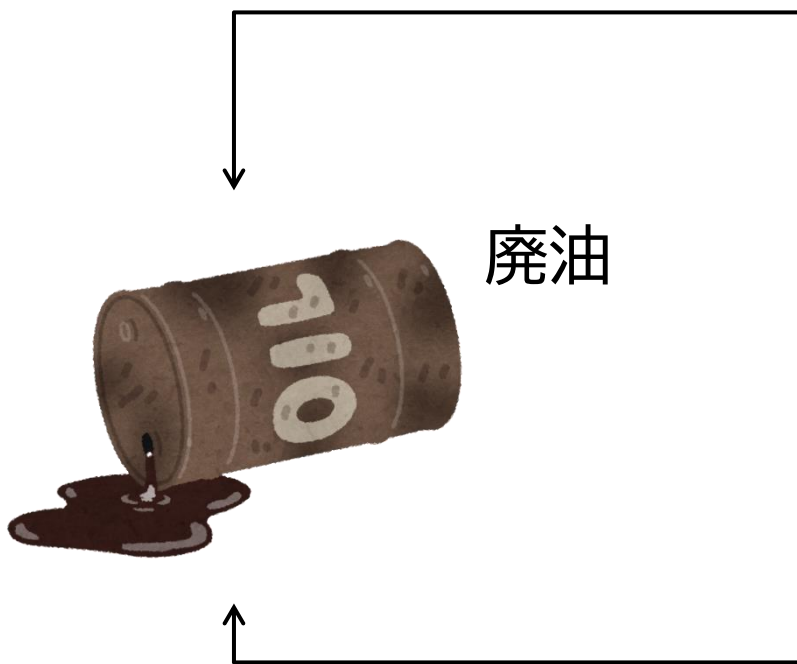
(20) 産業廃棄物を処理により生じた物(例:コンクリート固形化物)

輸入廃棄物

○産業廃棄物の区分

業種指定無し

産業廃棄物



ガソリンスタンド

産業廃棄物



工場

○産業廃棄物の区分

p. 9

一般廃棄物

業種指定有り

動物の糞尿



動物園

産業廃棄物



畜産農家

業種限定(特定の事業活動)

- (13)紙くず

- (14)木くず

建設木くず(工作物の新築、改築、除去)

→樹木剪定物は該当しない

.....

- (15)繊維くず

- (16)動植物性残さ

食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	原料として 使用した固形状 の不要物
---------------------------	--------------------------

- (17)動物系固形不要物

- (18)動物のふん尿

- (19)動物の死体

不適正事例：食品工場からの動植物性残渣を一般廃棄物として処理

- 大手寿司、焼き肉チェーンの子会社の食品工場(岐阜県)からの動植物性残渣
- 事業拡大により排出量増加。年間400tに及んだ。一般廃棄物として町で焼却処理。
- 県、町から口頭指導だったが、プレス発表
- チェーン店からの食品残渣は一般廃棄物、食品工場からは産業廃棄物に該当。
- 産業廃棄物を一般廃棄物として業者委託したら、委託基準違反。

3 廃棄物の処理体系

一般廃棄物



市町村責任
市町村の処理体系

産業廃棄物

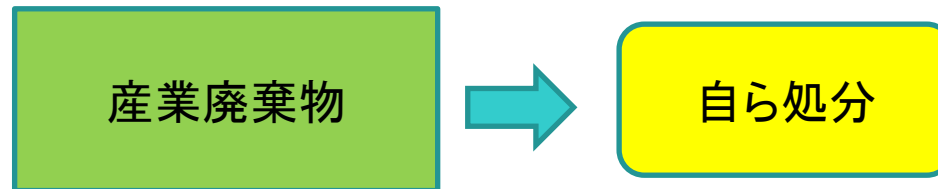


事業者責任
産業廃棄物の処理体系

一般廃棄物と産業廃棄物は処理体系が異なる
ので取扱いに注意

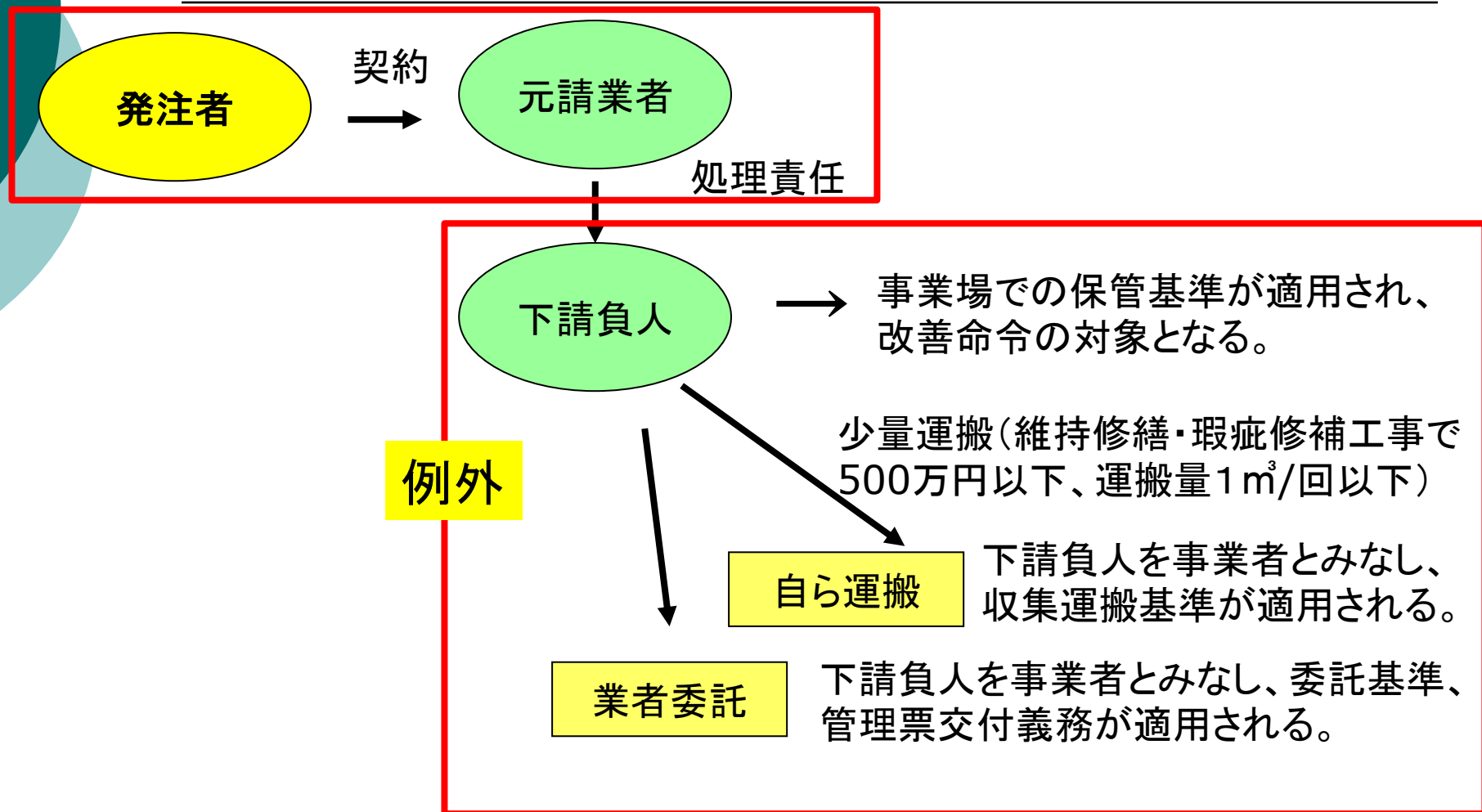
産業廃棄物の処理 事業者の処理（法第11条）

事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない。



例外：建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については「元請業者」を事業者とする。

建設工事に伴う廃棄物の排出事業者



建物解体時の残置物の取り扱い

- 建築物の解体に伴って生じた廃棄物処理責任(排出事業者)は元請業者
- 一方、建築物の解体時に当該建物の所有者が残置した廃棄物(残置物)は建物の所有者に処理責任(一般廃棄物、産業廃棄物は区別に注意)
- PCB、フロンはあらかじめ、建物所有者が対応しておくこと

H30.6.22環境適発1806224、環境規発1806224 課長通知

4 産業廃棄物処理業としての責務

- 1) 産業廃棄物処理業
- 2) 処理基準の遵守
- 3) 事業者責任
 - ・委託基準
 - ・マニフェスト

1) 産業廃棄物処理業

(1) 産業廃棄物処理業の許可

○ 他人の産業廃棄物を業として処理・・・許可

産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分業

申請者

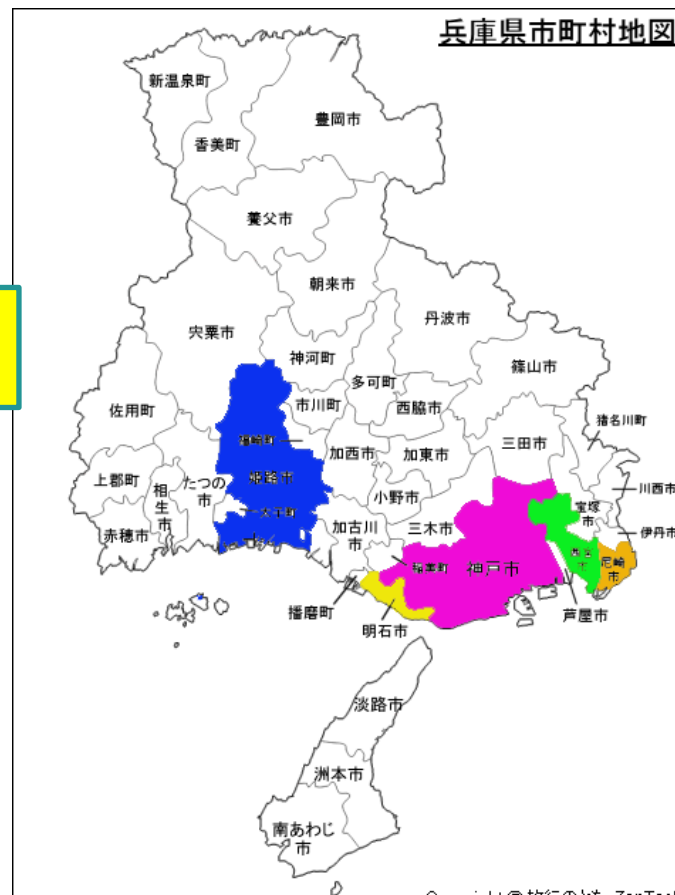


管轄する都道府県知事の許可

政令市は同じ権限

兵庫県 神戸市
姫路市
尼崎市
西宮市
明石市

兵庫県の許可のみで県内収集運搬



委託事例1 ついでに持って帰って

- 建設廃材の収集運搬業者B社の社長乙が、ビルの解体工事の現場で、解体業を請け負ったA社の社長甲から、近くにおいてあった汚泥と廃プラスチック類を「ついでに、これも持って行って処分してくれ」と頼まれた。
- そこで、B社の社長乙は「有り難うございます」と言って、収集運搬した。

事例1 回答

- B社乙の許可は建設廃材のみ。無許可で収集運搬業の範囲を変更
- 許可のない廃棄物の収集運搬の委託を受けてはならない。受託禁止違反
- 両罰規定
- A社甲は、許可証を確認しているはず
- 無許可業者に収集運搬委託。委託基準違反
- 契約書なし、マニフェストなし

委託事例2 ついでに持って行って

- **A社は廃プラの収集運搬業者**。運転手Bと助手Cが、取引先の病院にトラックで廃プラの集荷作業。
- 病院の清掃をしていた“おばさん”が小さな箱3個持ってきて、「ついでにこれも持って行ってください」。中身は何ですか？「よくわからないけど、注射針とかガーゼだと思いますよ」
- 確認。**注射針や血の付いたガーゼ、ゴム手袋**
- 廃プラもあるので、受け取り、いつもの最終処分場で処分

事例2 回答

- A社は感染性特管廃棄物を処分した。事業範囲の無許可変更
- 感染性廃棄物は埋立処分禁止。不法投棄
- 両罰規定
- A社の社長個人はかかわっていない。
- 病院の責任は管理責任、保管基準違反。
- 委託契約をしていない。委託基準違反

リサイクルでも許されない無許可業者への委託

- 住宅建材メーカーが廃プラスチックの処理を許可を持たない産廃収運業者に処分委託。
- 以前からアルミサッシの引き取り(有価)をやっていたが、樹脂製サッシの普及にともなって、製造過程で生ずる塩化ビニルを処理費用を払って引き取るようになった。
- 住宅建材メーカーのすすめに応じて、収運業者は許可取得したが、処分業はとれなかった。
- 許可申請窓口の保健所が告発
- 適正にリサイクルしていても、委託基準厳守

無許可と知りながら委託処理を続けた理由

- この産業廃棄物業者が当時、廃プラスチックのマテリアルリサイクルに熱心で、ゼロエミッションが流行していた時期でもあり、同社もリサイクルを推進したかった。
- 塩ビは焼却処理費は高く、マテリアルリサイクルは近隣に持ち込む施設がなかった。
- 長年の付き合いで互いに依存する関係となっていた。

「適切にリサイクルしているから許可がなくても大丈夫だろう」という思い込み。見過す危険

(2) 名義貸しの禁止

自己の名義



他人に産廃、特管産廃の
収集運搬、処分を業として
行わせること

名前貸してくれ
は危険



禁止

他人が勝手にした違法行為の責任まで背負うことになる。

(名義貸しはハイリスク ノーリターン)

法25条違反5年以下の懲役または1000万円以下の罰金

(3) 再委託の禁止

○ 再委託は原則として禁止

(理由) 許可制度の趣旨、不適正処理を誘発するおそれ

○ 法の例外

- ・再委託基準を満たした場合…… **排出事業者があらかじめ承諾**
- ・施行規則で定められた場合

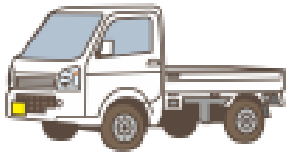
【法第26条】

3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はこの併科

- (1) 委託基準・**再委託基準違反**
- (2) 施設改善命令・使用停止命令違反
- (3) 一般廃棄物、産業廃棄物(特管)の処理改善命令違反
- (4) 施設無許可譲り受け・無許可借受け
- (5) 廃棄物の無許可輸入
- (6) 廃棄物輸入時の生活環境保全条件違反
- (7) 不法投棄・不法焼却目的での収集・運搬

再委託は原則禁止(1)

事例 4t車1台を保有して収集運搬業の許可を取得している業者が、数百トンの産業廃棄物の運搬を引き受けた。排出者は受託者が許可証を提示し、適法にやりますからと申し出たので、委託期間(10日間)内に委託業者が終了するかどうか一抹の不安があったが、委託契約者にサイン押印した。



4tトラック

数百トンの産業廃棄物
委託期間: 10日間



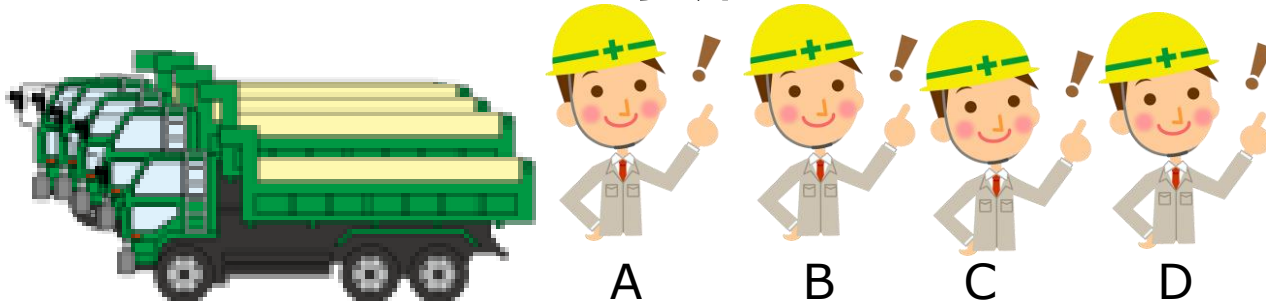
pixta.jp - 22210099

再委託は原則禁止(2)

対応

収集運搬業者は4t車1台で対応することができないので、直ちに平素から親交のある**仲間の運搬業者A、B、C、D**を呼び、各自が**10tダンプ5台**を調達し、数百トンの産業廃棄物を委託期間内に終了し、最終日はA、B、C、D4社の再委託業者が加わり祝杯をあげた

再委託



10tダンプ5台

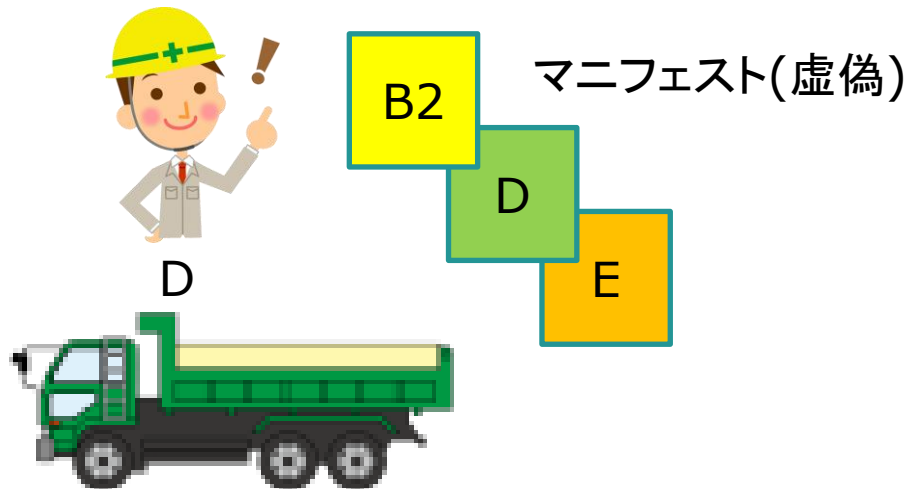
再委託は原則禁止(3)

事件発生

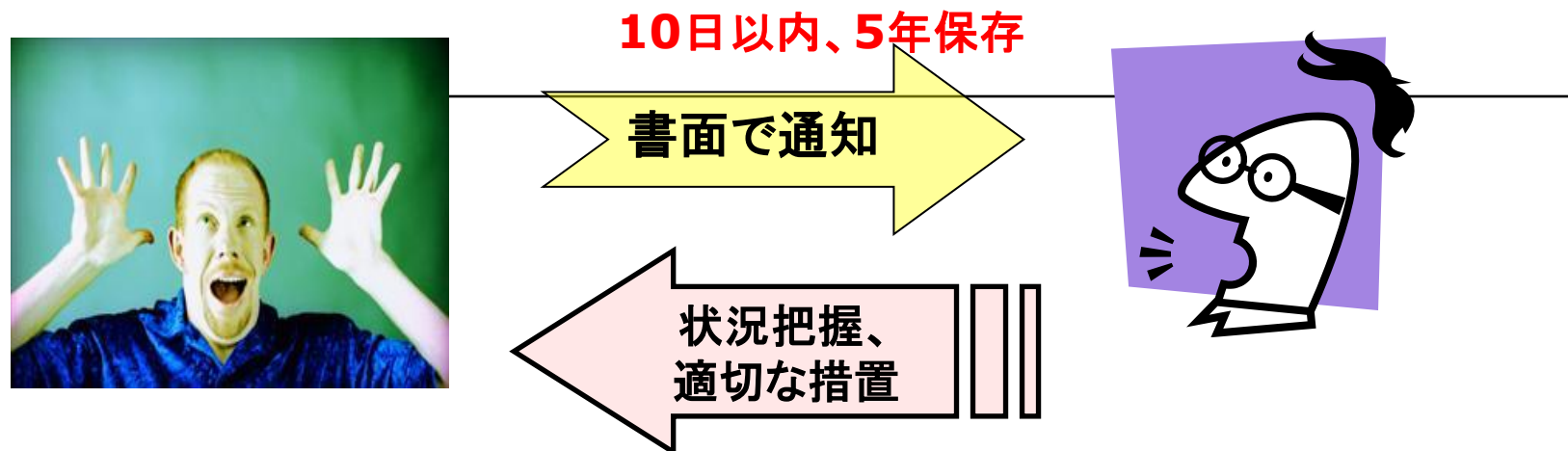
数日後事件が起こった。**D業者は再受託料が通常の2割安**のため所定の処分場まで運搬せず、途中の山林へ**不法投棄**していたことが発見されたのだ。**管理票のB2票、C2票、D票及びE票は適当に書いてごまかしていた。**



不法投棄



(4) 処理困難な場合の委託者への通知



委託事業継続困難

処理困難事由

- ①破損その他、事故、②事業の停止、③施設の休止、④埋立終了(最終処分場)、⑤欠格要件該当、⑥行政処分、⑦産廃施設許可取消、⑧産廃施設改善命令・措置命令

(4) 委託者への通知

処理困難通知、虚偽通知など通知をおこたると
法第29条第四号違反

処理困難通知を保存しなかった

法第29号第五号違反

6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

(5) 優良産業廃棄物処理業者認定

- 産業廃棄物処理業の優良化促進

事業の実施に関する能力・実績が一定要件（優良基準）を満たす（都道府県知事等認定）

許可の有効期間 5年→7年

- 優良基準

①遵法制、②透明性、③環境配慮

④電子マニフェスト、⑤財務体制健全

優良基準

1 実績と遵法性

- ・5年以上産廃処理業営業
- ・廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分なし

2 事業の透明性

- ・取得許可内容、産廃処理状況、施設の維持管理状況など一定の情報をインターネット公表(6カ月以上)

5 財務体質の健全性

- ・直前3事業年度のいずれかで、自己資本比率が10%以上
- ・法人税等を滞納していない

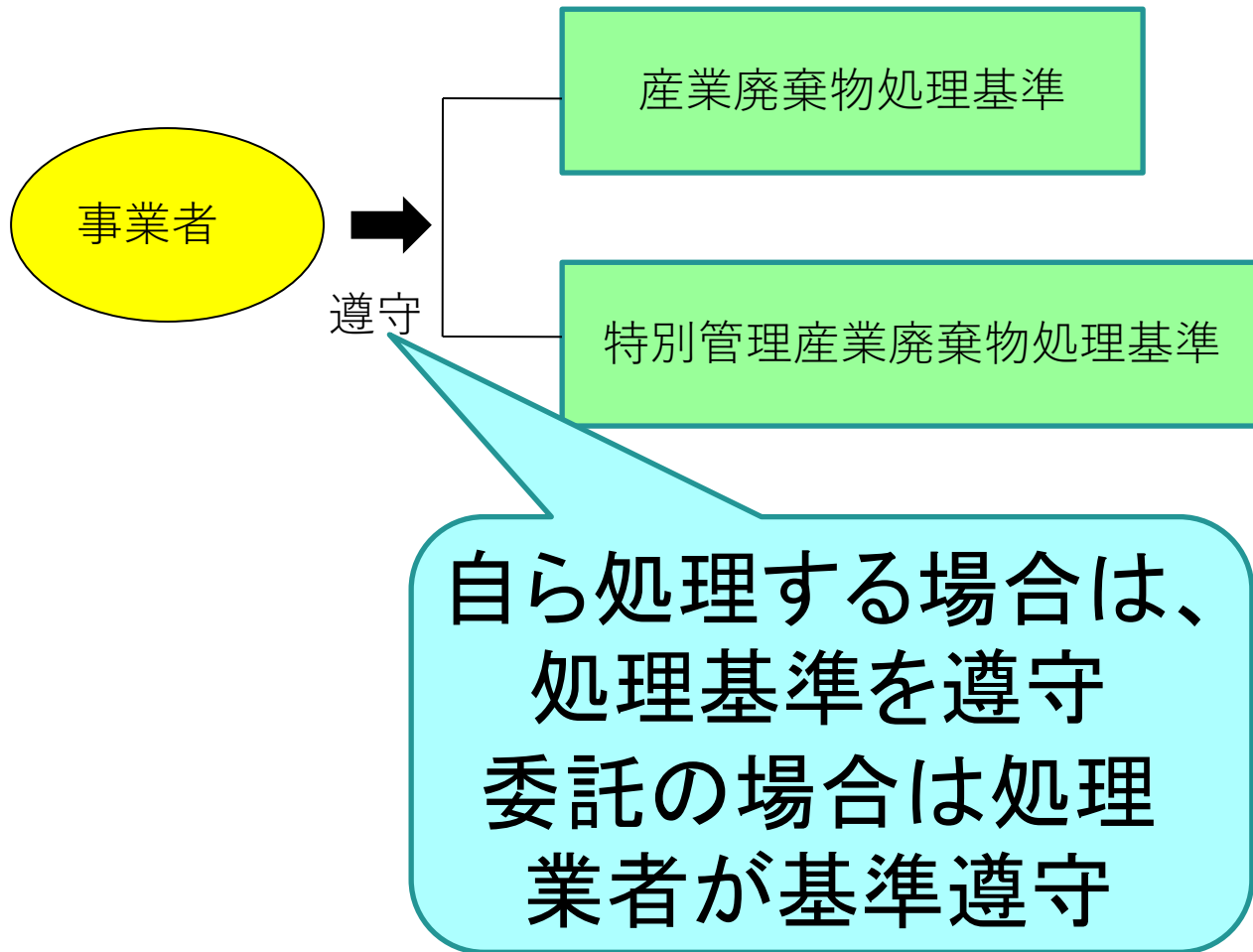
3 環境配慮の取組

- ・ISO14001やエコアクション21などの認証取得

4 電子マニフェスト

- ・電子マニフェストシステム(JWNET)に加入。電子マニフェストが利用できること

2) 処理基準 産業廃棄物処理基準



2) 産業廃棄物処理基準 特別管理産業廃棄物処理基準

産業廃棄物処理基準
特別管理産業廃棄物処理基準

- (1) 収集運搬基準
- (2) 処分・再生基準
(埋立・海洋投入以外)
- (3) 埋立処分基準
- (4) 海洋投入処分

(1) 収集運搬基準(一部のみ)

○ 飛散、流出の防止等

飛散流出	防止
悪臭、騒音、振動	生活環境保全上支障ない必要な措置
収集・運搬施設設置	生活環境保全上支障ない必要な措置

飛散・流出などしないという基準

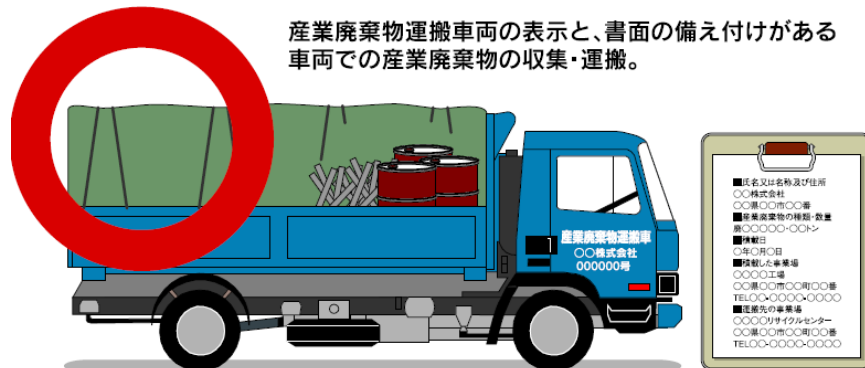
(1) 産業廃棄物処理基準 【収集運搬基準】

イ 車両の表示

- ・産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
(車の両側面)
- ・許可業者名(又は排出事業者名)
 - ・許可番号(下6桁以上)・・・処理業者のみ

書面の備え付け (携帯)

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬する産廃を積載した日、事業場名、
所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場名、所在地、連絡先
(処理業者の場合)許可証写し、マニフェスト



特管産廃の収集・運搬基準

収集・運搬を行う者

→ 特管産廃の種類 + 取扱う際の注意事項

→ 文書に記載し、文書を携帯

例外) 運搬容器に表示

取扱いに注意を要するので
基準が厳しい

危険物管理は慎重に 廃棄溶剤の入ったドラム缶が爆発

- 化学会社の社内規定では、廃棄溶剤を処理する際は、他の物質と混合して問題がないかを確認して、作業することになっている。
- しかし、**作業員**は、過酸化水素を主成分とする廃棄溶剤を、中性洗剤と**勘違い**し、ドラム缶に入れ、酸性を示したので、中和のため、苛性ソーダ投入。
- 過酸化水素水と苛性ソーダが**急激に反応、爆発**
- 排出事業者による廃棄物の的確な把握と分別管理の徹底

処理基準の遵守

中間処理基準（一部のみ）

○ 産業廃棄物の焼却は焼却施設を用いる

焼却施設の構造

- ① 空気取入口、煙突先端以外は外気と接触禁止、燃焼ガス温度800℃以上
- ② 必要な量の空気の通風
- ③ 廃棄物燃焼中、外気と遮断・定量供給
- ④ 燃焼ガス温度測定装置
- ⑤ 助燃装置

不適正事例(野焼き)

自社構内でも焼却禁止

- 豆腐製造会社(京都)は豆腐を作る際の大豆がら(さやから種子を取り除いたもの)を自社敷地内空き地で125kg不法焼却

焼却は焼却施設で・・・中間処理基準

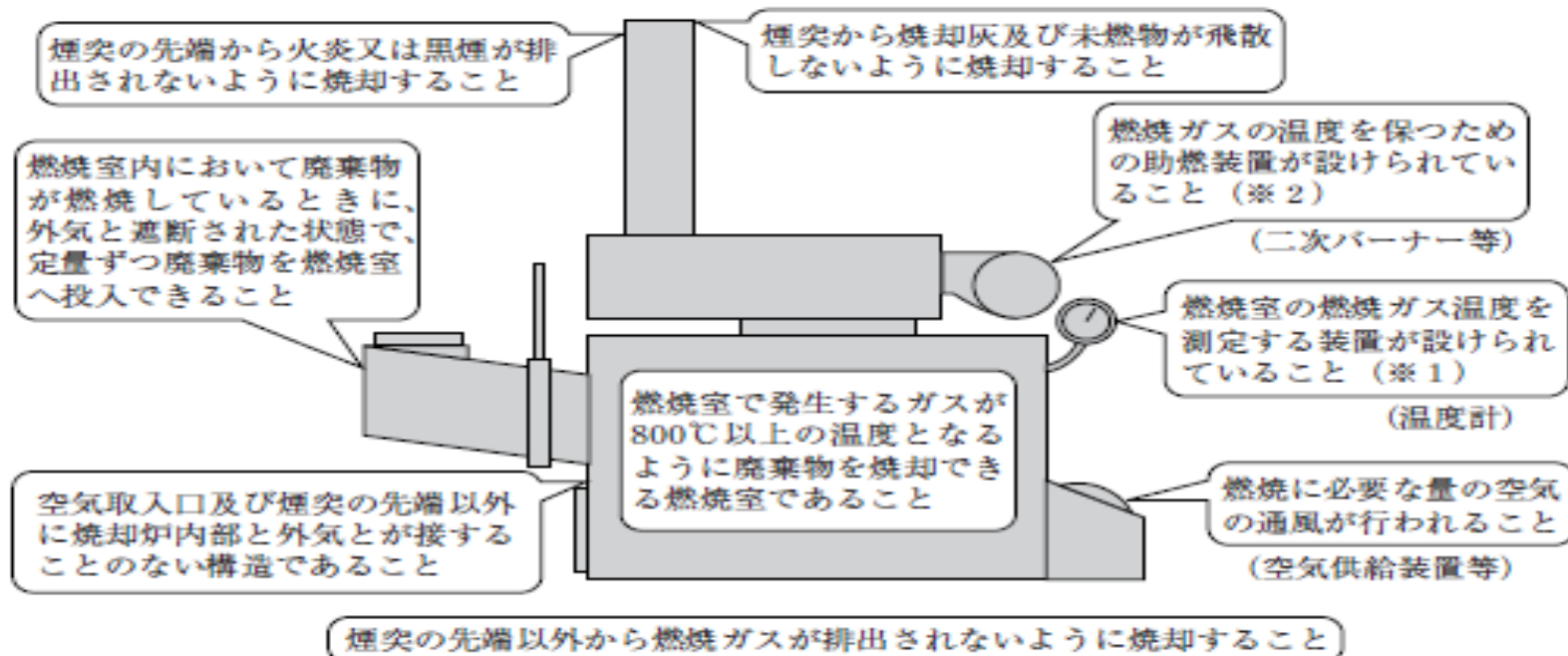
- 製造中発生するの大豆がらは業者委託。燃やしたのは掃除した際にかき集めたもの
- 罰金は会社100万円、従業員50万円
- 少量でも関係がない。思い込みは危険

焼却炉の法定基準

ポイント

- ① 焼却炉の規模に関係ありません。
- ② DXN対策特別措置法の排ガス基準を満たしていても適用されます。
- ③ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分や、自己物・他人物の区分も関係なく適用されます。

(施行令第3条第2号イ・施行令第6条第1項第2号イ・施行規則第1条の7・平成9年8月29日旧厚生省告示第178号)



(※1)(※2) 特定の施設については一部例外がある。

本図は焼却炉の基本的な構造基準を例示したものであり、廃棄物処理法第15条で規定する焼却施設の場合は、さらに厳しい基準が適用される。また、業種、焼却炉の種類によっては適用除外になる基準がある(資料集P60「Ⅲ-2 産業廃棄物処分(中間処理)基準」参照)。

図15.1 焼却炉の法定基準

【埋立処分基準】

飛散、流出	▶防止
悪臭、騒音、振動	▶生活環境保全上支障ない必要な措置
収集、運搬施設設置	▶生活環境保全上支障ない必要な措置
ねずみ、蚊、はえ、害虫	▶発生させない
埋立処分終了	▶表面を土砂で覆土(生活環境保全のため)

イ 地中空間利用処分の禁止

例外 安定型産業廃棄物

① 廃プラスチック

※自動車破砕物、鉛含有廃プリント版、廃容器包装不要物(有害、有機物含むもの)、水銀使用製品産業廃棄物を除く

② ゴムくず

③ 金属くず

④ ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

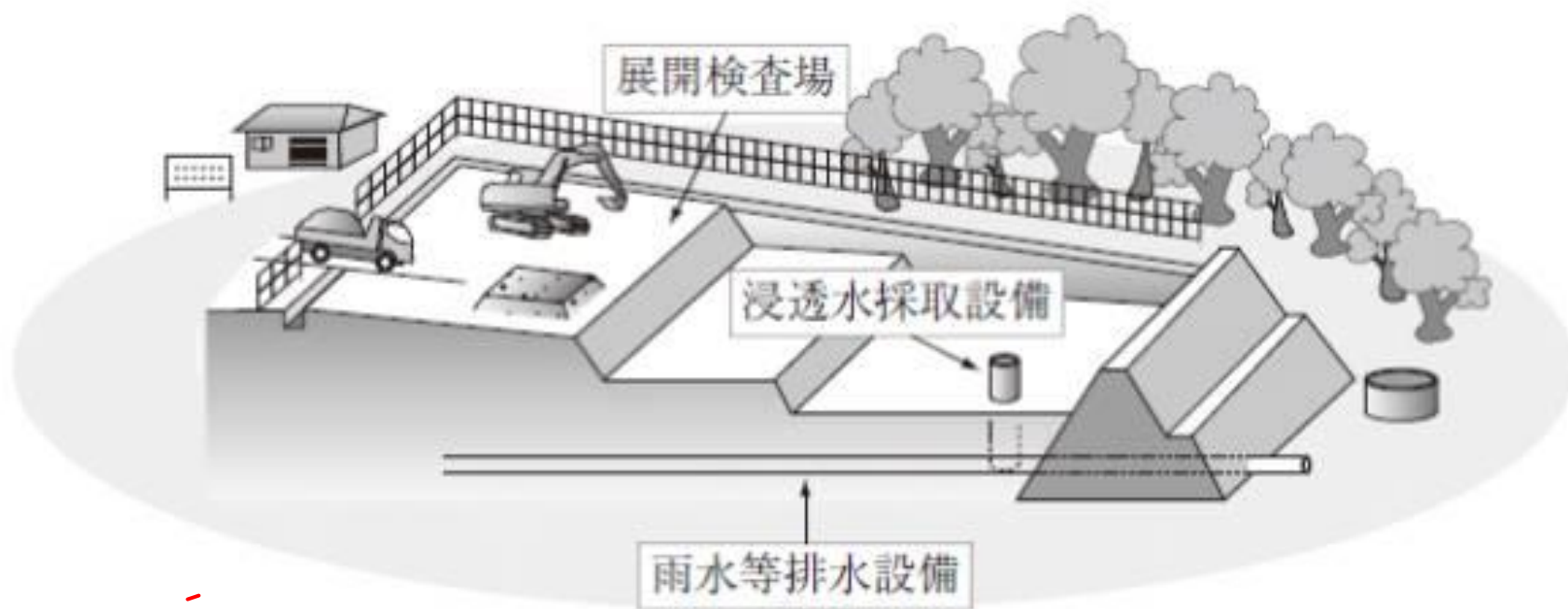
⑤ がれき類

⑥ 石綿溶融物、無害化処理物(H18.7.27環告105)

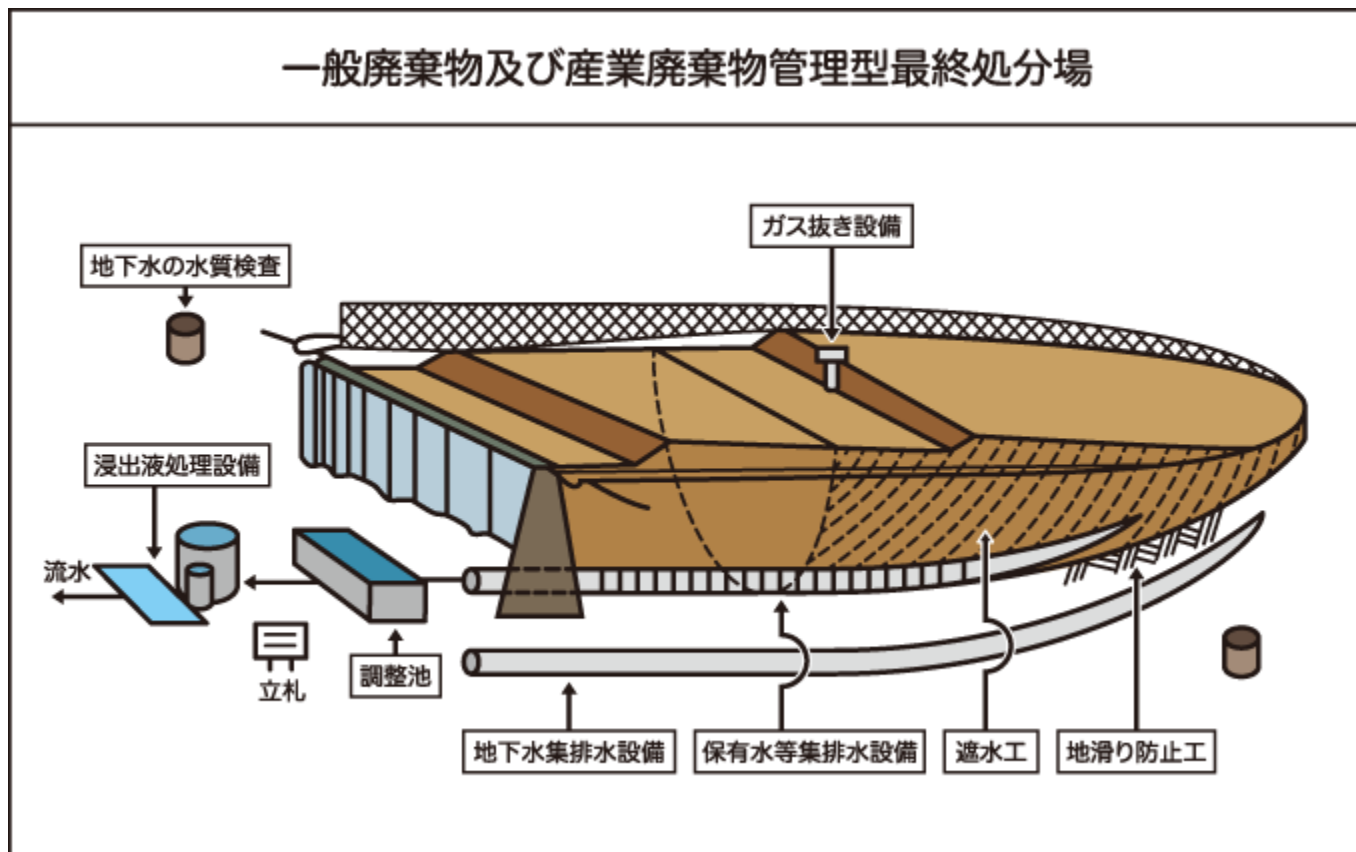
埋立処分場のタイプ(3種類)

- 安定型最終処分場
- 管理型最終処分場
- 遮断型最終処分場

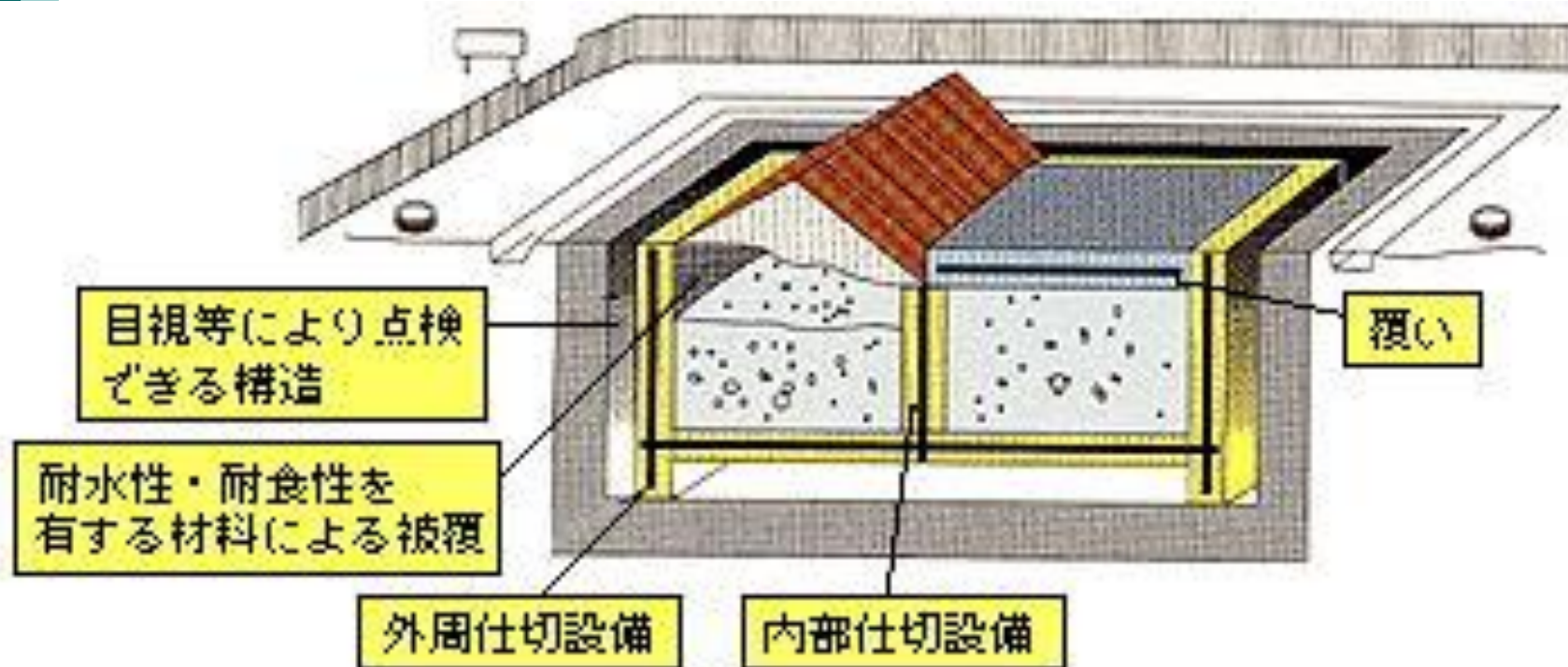
安定型最終処分場



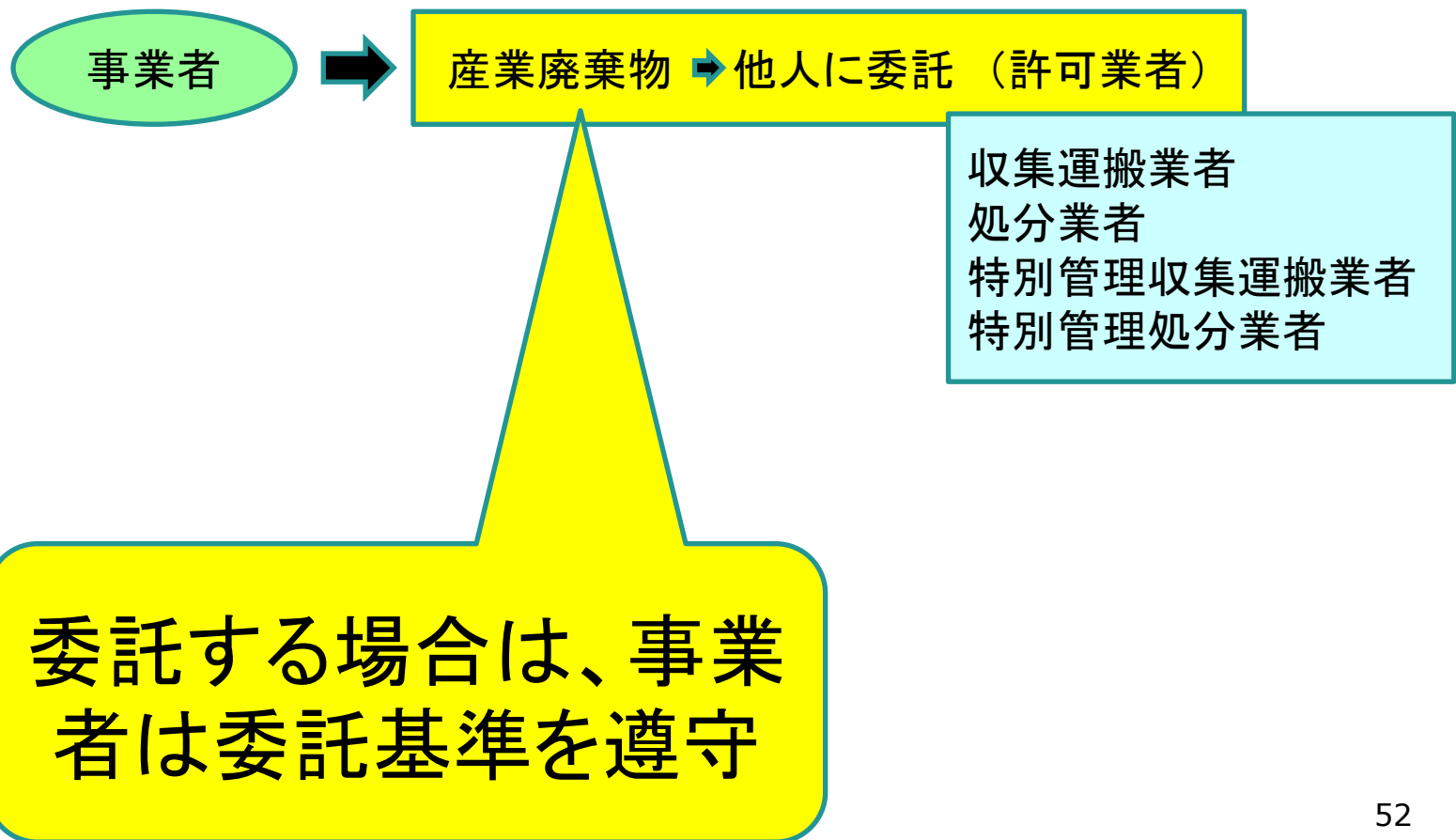
管理型最終処分場



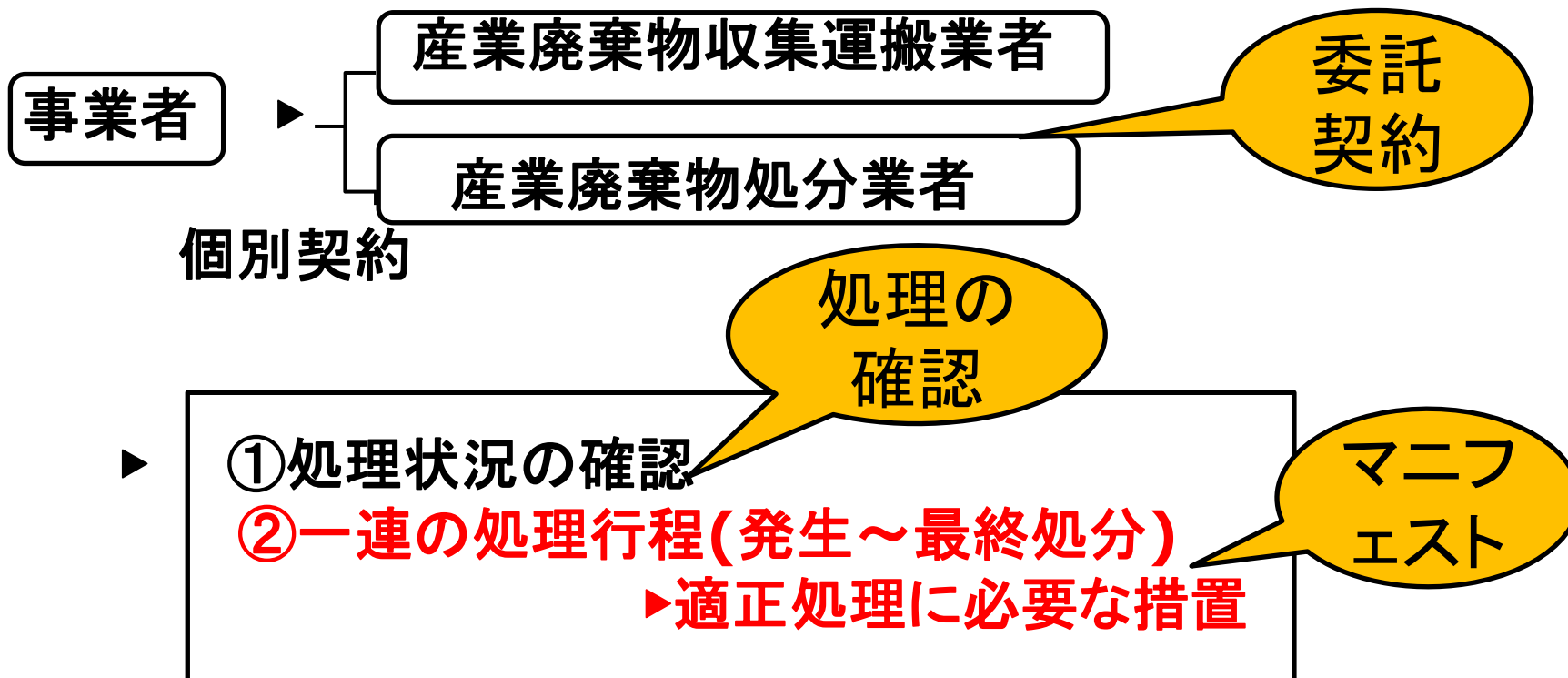
遮断型最終処分場



3) 産業廃棄物の委託

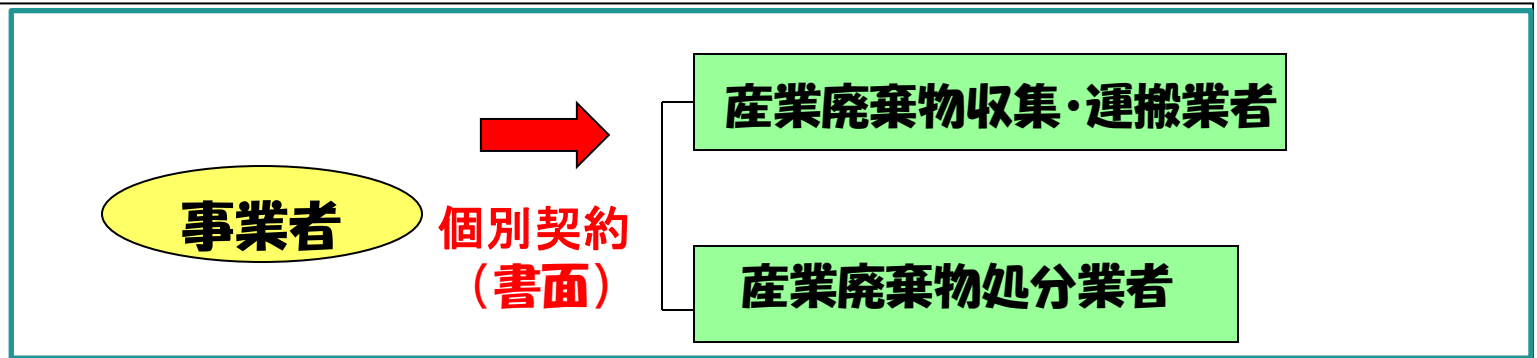


産業廃棄物の委託基準



自社の産業廃棄物の所在を
確認する唯一のシステム

委託契約



契約書の締結

法定の記載事項

処理業許可証写し添付

5年保存(排出事業者)

マニフェストとは別

委託契約記載（法定要件） 一部のみ

- ①許可証、認定書、再生事業者登録書などの写しの添付
- ②産廃の種類
- ③産廃の数量
- ④委託契約の有効期限
- ⑤委託者が受託者に支払う料金
- ⑥受託者の事業の範囲
- ⑦産廃の性状、 ⑧産廃の荷姿
- ⑩他の産廃との混合等により生ずる支障に関する事項
- ⑫委託する産廃に石綿含有産廃、水銀使用製品産廃、水銀含有ばいじん等,が含まれている場合その旨の表示

契約書不備が発覚し、不法投棄撤去の行政処分

○ 岐阜市の大規模不法投棄事件

【事件の概要】

- ・時期：2004年3月発覚
- ・実行者：岐阜市の産廃中間処理業者
- ・廃棄物品目：廃プラスチックなど
- ・不法投棄量：（少なくとも）約52万m³
- ・投棄場所：岐阜市の山林に埋め立て



50万m³撤去、残74万m³は土砂、コンクリート・・・終息宣言（2013. 3）

契約書不備が発覚し、不法投棄撤去の行政処分

- 名古屋の住宅メーカーは約2年間解体現場から発生した紙くず、木くず約2700m³の産廃処理を委託。契約書に産廃の種類、量の記載がなかった。
- 住宅メーカーは一部自主撤去していた。マニフェストには種類、数量等記載。この部分は自主撤去に応じなかった。➡ 措置命令
- 契約書作成義務違反。
- マニフェストは契約書の代用とならない。

契約書不備が発覚し、不法投棄撤去の行政処分

- 数量、金額が未記載の場合は委託契約法定記載事項の不備で、委託基準違反。
- この事例は契約書の不備に対し排出事業者に行行政処分。(実際に不法投棄した処理業者には、不法投棄の罰則)
- 委託基準違反は主として、排出事業者に適用される。産業廃棄物処理業は再委託基準違反などがある。

頻繁にみられる記載ミス

- 処理料金を決めずに処理委託（空欄）
「毎月処理料金の変動するから」
「見積もりでその都度対応しているから」
- 委託契約書に処理料金を明記したくない場合、覚書で対応できる。

数量、金額未記載は排出事業者責任が問われ委託基準違反となるので、空欄は良くないことを認識しておいてください。

処理の確認

○ 措置命令

不法投棄の原因が、事業者の努力義務を怠ったことが関係すれば、現状回復の措置命令

青森・岩手の不法投棄事件

処理の確認

努力規定

委託した処理が委託契約に沿って適切に実施されているか定期的に確認。

(実地確認、産業廃棄物処理業者による情報提供)

大規模な不法投棄の事例

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件

概要：2002年5月

青森県と岩手県境で発覚

国内最大規模の産廃不法投棄事件

不法投棄量：約82万 m^3

関係排出事業者：10000社以上

青森・岩手県の方針

①排出事業者には報告徴収

②法律違反が確認・措置命令

特に数社の排出事業者の事業者名
公表の上、措置命令



措置命令による撤去費用
よりも、社名公表による
ブランドイメージの失墜
による企業経営への影響
の方が遙かに大打撃

平成26年度までに撤去完了

不適正事例:(青森・岩手県境不法投棄) 無許可業者への委託は厳禁

- 東京都の事業所から排出された産廃を埼玉県に運ぶ場合、東京と埼玉の収集運搬業、埼玉の処分業が必要(埼玉県で処分されたと思っていた)→青森・岩手県境で不法投棄
- 委託基準違反、不法投棄されると排出事業者
に措置命令
.....確認をしていない

少量でも行政処分

- 事件発覚当時に行行政処分を受けた7社の不法投棄量合計は ...

廃プラスチック類 0. 57t

燃え殻 1. 521t

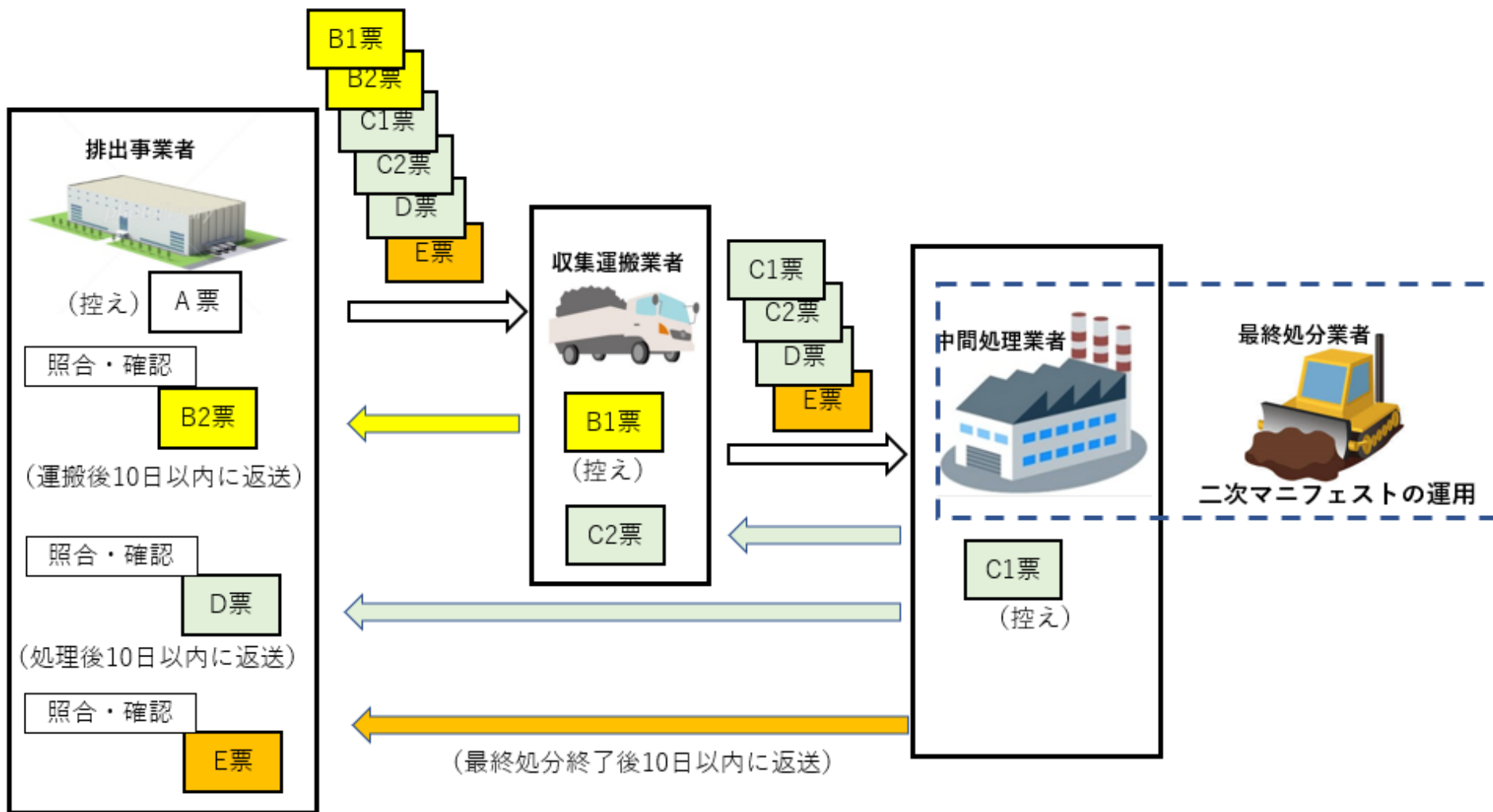
ごみ固形化物 9. 04t

少量無害でも関係ない

マニフェスト (産業廃棄物管理票)

- 事業者は、(特管)産廃の運搬又は処分を他人に委託する場合には、マニフェストを交付しなければならない。(法第12条の3)
- 廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付(施行規則第8条の20)
- 排出事業者、処理業者:マニフェストの保存義務(5年間)
処理業者はマニフェストの交付を受けずに、廃棄物に引き渡しを受けてはならない

産業廃棄物管理票(マニフェスト)



産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	21540034110	整理番号		交付担当者	氏名	
事業 者 (排出者)	氏名又は名称		事業 者 (排出事業場)		名称			
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号					
産業 廃 棄 物	☐ 種類(普通の産業廃棄物)		☐ 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿	
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら(有害)				
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス コンテナ・容器くず	☐ 7010 引火性廃油(有害)	☐ 7425 廃油(有害)				
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鉱さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称			
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸(有害)	☐ 7427 廃酸(有害)	有害物質等		処分方法	
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ(有害)				
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ(有害)	☐ 7429 ばいじん(有害)				
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物(有害)				
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物			
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 水銀含有ばいじん等				
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鉱さい(有害)		☐ 石棉含有産業廃棄物				
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
	☐ 帳簿記載のとおり							
	☐ 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号							
	☐ 委託契約書記載のとおり							
	☐ 当欄記載のとおり							
運搬 受託者	氏名又は名称		運搬先 (処分事業場)		名称			
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号					
処分 受託者	氏名又は名称		積 替 え 又は 保管		名称			
	住所 〒 電話番号		所在地 〒 電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			受印	運搬 終了年月日	年 月 日	有価物拾得量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受印	処分 終了年月日	年 月 日	最終処分 終了年月日	年 月 日
最終処分 を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号			(委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				
照 合 確 認	B 2 票		年 月 日					
	D 票		年 月 日					
	E 票		年 月 日					

排出事業者控

マニフェスト伝票
全産連様式

複製を禁じます
類似品にご注意ください

不適正事例：法定記載事項の記入を 処理業者に任せて書類送検

- 社員不在の工事現場から産廃処理を委託する際、種類や数量を空白のまま処理業者に渡した。マニフェスト交付のために、人手を割きたくなかった。
- 建設現場から発生した木くずなど産廃を処理する際、マニフェストを正しく交付していなかった。同社と社員が書類送検。
- 収運業者と同じ敷地内にあるリサイクル業者が不法投棄。

調査中に建設会社の廃棄物が見つかった

不適正事例：法定記載事項の記入を 処理業者に任せて書類送検

- 現場で働く下請け業者にマニフェスト交付業務を代行は可能
- しかしながら不備のあるマニフェストを発行した場合、責任は排出事業者。責任は代行できない

廃棄物の数量は、中間処理業者が記載すべき？

- 「数量」欄は委託者が記載すべきもの
- 排出事業者が検量設備を導入しなくて良い。「数量」であって、「重量」ではない。体積やコンテナ1台でもいい。

マニフェスト虚偽記載

- 中間処理業者に産業廃棄物が搬入された時点で、中間処理、最終処分が終了したものとして、D票、E票をその場で収集運搬業者に渡すことがある・・・違法

（中間処理業者は排出事業者の重量を把握しているので、「搬入された廃棄物量」と「実際に処理した量」を照らし合わせると、ある程度終了年月日を把握できる。）

法27条の2 八 運搬・処分が終了していないのに管理票の写しを送付・・・1年以下又は100万円以下の罰金

処理未終了で、D票、E票を返送(違法)

- D票、E票

処理業者は廃棄物処理終了後に、排出事業者に送付。受け取った排出事業者はそこで初めて、処理費を処理業者に支払う。

- 廃棄物処理業は、処理費を早くもらいたいため、未処理段階でD票、E票を送る。

・・・違法

今後の産業廃棄物処理業のこれから

- 廃棄物処理の社会は循環型社会へ
- 排出事業者をサポートしていく役割
- 情報収集に励み、豊富な知識を吸収して、高い専門性と複雑な廃棄物・リサイクル法に精通したプロとなる
- 排出事業者の排出・減量化に関する意思決定に関与して資源循環を推進するコンサルティング能力を備える
- 排出事業者の良きパートナーとなるようその責任を全うしてください

おわり

疫病退散
アマビエ



参考文献：事件に学ぶ廃棄物処理法
(日経エコロジー)